

## 2015年8月通常会議 議案と請願不採択についての反対討論

2015年9月25日

立道 秀彦

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、

[議案第128号](#) 平成27年度大津市一般会計補正予算（第4号）並びに、議案第128号修正案 平成27年度大津市一般会計補正予算（第4号）

[議案第130号](#) 平成27年度大津市病院事業会計補正予算（第1号）

[議案第131号](#) 平成27年度大津市下水道事業会計補正予算（第1号）

[議案第154号](#) 大津市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

[議案第155号](#) 大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について

[議案第156号](#) 大津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第157号](#) 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第158号](#) 大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第163号](#) 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第164号](#) 大津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第165号](#) 大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第168号](#) 大津市創作展示館条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第169号](#) 大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第170号](#) 大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例の制定について

並びに

[請願第11号](#) 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

[請願第13号](#) 実効性ある避難計画が策定されていないなど市民の安全の確保ができないなかでは、高浜原発3号機、4号機の再稼働をしないよう求める意見書の提出を求めることに関する請願

以上、議案14件、請願2件についての委員長報告に対して反対討論をおこないます。

まず議案第128号 平成27年度大津市一般会計補正予算（第4号）並びに、議案第128号修正案 平成27年度大津市一般会計補正予算（第4号）についてですが、子どもたちの教育環境を改善するために幼稚園・小中学校の改修事業やなぎさ公園の園路舗装改修、商店街空き店舗再生のための改修補助など市民生活を改善するための前進面については評価するものです。

一方で、本議案には、国民一人ひとりに番号をつけて個人情報を容易に照合できるしくみをつくるためのいわゆるマイナンバー制度の導入に向けた予算が盛り込まれています。しかし、マイナンバーは国民にとっては具体的なメリットがなく、年金機構の情報漏洩問題から考えても、個人情報が芋づる式に引き出されることやプライバシーを侵害される危険性が高まります。このようなマイナンバー法に基づく個人番号カード交付事務に関わる経費について認めることはでき

ません。

また独立採算制を強め、自治体病院としての役割を後退させることが危惧される市民病院の独立行政法人への移行準備に係る経費が計上されていることなど、本補正予算に反対するものです。

併せて、北部クリーンセンター操業延長に関わる地区環境整備事業費として計上されている伊香立みらいプロジェクト構想検討事業費については、現在新総合計画や都市計画マスタープランなどの検討、策定、公共施設の適正化などにむけての地域でのまちづくり計画の協議や議論が始まっており、地区環境整備事業の透明性の確保のためにも、市の計画・まちづくりの方針とも整合制をはかっていく必要があることを指摘しておきます。

また、議案第128号の修正案は、市内小中学校教員に係る不祥事対策検討委員会設置経費を減額するものです。検討委員会を設置し、過去の不祥事も含めた調査・検証をおこない再発を防止するための対策についても検討することは重要なことだと考えるため反対します。ただし、現場の教職員の労働環境や職場課題などについて、教育委員会と教育現場が認識を深め、現場での検証や再発防止に向けた主体的な取り組みは不可欠で、取り組みを活かした検討をされることについては求めておきたいと思えます。

次に、議案第130号 平成27年度大津市病院事業会計補正予算（第1号）について、本補正予算は市民病院の独立行政法人への移行準備に係る費用が計上されています。独立行政法人への移行は、公的病院の果たす役割をなげすめて、独立採算制が重視・強調され、診療科の統合、閉鎖や患者負担が増加するなどの事態が危惧されます。自治体病院としての役割を後退させる独立行政法人化にむけた準備経費を計上する補正予算に反対するものです。

次に、議案第131号 平成27年度大津市下水道事業会計補正予算（第1号）については、終末処理場、中継ポンプ場、下水道管渠の維持管理の業務を包括的民間委託として一括で委託する経費について2018年度（平成30年度）までの債務負担行為を設定するものです。経費の節減や業務の効率化、サービスの向上を目指すこと自体は否定しませんが、トータル的な業務委託が進めば市職員による直接的な点検、指導が難しくなることや、委託先が大きな企業に限られるなど地域の業者を育てる公共の役割に照らしても大企業優先につながる委託の経費を盛り込む補正予算に反対します。

次に、議案第154号から議案158号までについて一括して反対の立場で討論します。これら5件の議案は個人情報個人付番によって容易に照合出来る仕組みを作るマイナンバー制度の導入に関わっての条例制定と条例の廃止および条例の一部を改定する条例の制定をおこなうものであります。

マイナンバー制度は先の年金機構の情報漏洩でも明らかなように個人情報の漏れる危険があり、プライバシー侵害やなりすましなど犯罪を常態化するおそれがあることや、税や社会保障の分野で徴税強化や給付削減の手段とされることが危惧されるなど国民にとってデメリットがあることが明らかになる一方で、莫大な初期投資がされながら国民に具体的なメリット・費用対効果が明らかにされない問題、外国ではドイツやイギリスなどにおいては法案審議で廃案になったり、導入した後に廃止している国も出てきています。個人に関する情報は、本人以外にむやみに

知られることのないようにすべきものであり、プライバシーを守る権利は憲法によって保障された人権の一つです。こうした点からマイナンバー制度に反対するものでいずれの議案もマイナンバー制度実施にともなうものであることから反対するものです。

次に**議案第163号 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改定する条例の制定**については、市民病院の独立行政法人化に伴い、事務職員を公募による嘱託職員化するものです。病院運営の民営化の流れを強める独立行政法人化に反対のため本議案に反対します。

**議案第164号**ならびに**議案第165号**については、年金一元化の施行により公務員が加入する共済年金が厚生年金に一元化されることに伴い、保険料の引き上げの一方で年金支給額が削減されるなどの制度改悪の年金一元化に反対するものであり本議案に反対します。

**議案第168号**から**議案第170号**は大津市創作展示館、大津市生涯学習センター、大津市歴史博物館それぞれの施設使用料減免規定の見直し方針に基づく改定をするもので、65歳以上の市民の観覧料を無料から有料にするものです。そもそもこれらの施設は市民の方々が歴史的遺産、文化に触れて、人間性を豊かにするための施設であり、多くの市民に来館来場していただくことが設置の目的を果たすことではないでしょうか。生涯学習というのならば、使用促進のために無料とすべきであり、65歳以上の方の負担が経済的に可能だという理由で有料にするということですが、65歳以上の方の暮らしも医療・介護の負担増や年金の引き下げなどで苦しくなっています。有料にすることは、施設の目的に逆行するものだと考えるもので、本議案に反対します。

続いて、

請願第11号 「所得税法56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

請願第13号 実効性ある避難計画が策定されていないなど市民の安全の確保ができないなかでは、高浜原発3号機、4号機の再稼働をしないよう求める意見書の提出を求めることに関する請願

以上2件の請願の委員長報告に対する反対討論です。

まず**請願第11号**ですが、第一にこの条項（所得税法56条）が戦前の家父長制の家族主義に基づく世帯単位の課税の名残であり、現在の個人単位課税の租税とは相容れないものだという事です。

同じ人間の同じ労働に対して、申告形態の違いで差別することはおかしいことであり、家族従業員だということで労働の事実も給与も認められないのは、女性の人権・人格を否定するものと言わざるをえません。

第二に所得税法56条は人権・人格の否定にとどまらず、給与所得の証明が得られないために、事故にあった場合に、被害の補償が適正に査定されない、病気になった場合にも給与所得者に認められる傷病手当や休業手当が受けられない、自分の名前でローンを組むことも出来ないなど経済的自立を妨げる多くの不利益をもたらしています。このような状況は自営業に従事する方々の

やる気、希望を奪い、展望が持てない事態を招いています。

第三に所得税法56条の必要の根拠として、中小業者が意図的に「所得分割」をおこなって納税を低くするのを抑えるため、実際の給与の支払いの確認が困難などとされてきました。総務常任委員会で56条は個人事業者の悪用を防ぐもので、第57条があるので廃止の必要は無いとの声がありましたが、青色申告にすれば給料を経費にできる所得税法57条は税務署長への届け出と記帳義務など条件つきであり、申告の仕方です。2014年1月からすべての中小業者に記帳が義務づけられたため、もはや56条を合理化する理由はなくなっており、速やかに廃止されるべきです。

第四に所得税法56条の廃止が世界の流れになっています。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国などでも家族従事者の給与は一定の要件の下で必要経費と認められています。地方自治体、議会の意見書採択が全国で400近くへと広がっています。2014年6月に小規模企業振興基本法が成立し業者への支援が責務として明確化されました。基本法は事業の持続的な発展を応援することを目的としています。日本経済に活力をあたえる多様な小企業、家族経営の存在が国民の暮らしを豊かにします。事業の継承、発展を保障することこそ行政の責務ではなでしょうか。大津市議会として所得税法56条の廃止を求める意見書を国に提出するように求めて委員長報告に対する反対討論とします。

次に請願第13号 実効性のある避難計画が策定されていないなど市民の安全の確保ができないなかでは、高浜原発3号機、4号機の再稼働をしないよう求める意見書の提出を求めることに関する請願についてです。

関西電力は本年11月上旬にも高浜原発3号機、4号機の再稼働を計画しており、8月17日から使用前検査を進めています。今年4月の福井地方裁判所の運転差し止めの仮処分があるのでこの決定が覆らない限り再稼働は出来ませんが、国も電力会社も原発再稼働の動きを強めるなか、高浜原発再稼働を巡る動きが進んでいるのは間違いないところです。

国や電力会社は再稼働を進める論拠として、国の原子力規制委員会が「規制基準に適合」という判断をしたことを挙げていますが、規制委員会の田中委員長自身が「委員会は規制基準の適合性を判断したのであって安全を保障したものではない」と述べています。

もし事故が起これば、一体誰が責任をとるのか。福島事故の教訓がまったく活かされていないと言わざるをえません。

請願趣旨にあるように、避難計画は規制基準の審査対象に入っていません。原発事故が起こった時の現実的な避難計画を作ることは市民の安全確保の上で欠かせない課題であるにも関わらず、避難計画作成を自治体任せにする政府の姿勢を認めることはできません。

大津市でも避難計画を策定中ですが、現実的な避難計画を作ることは困難です。自力で避難が困難な福祉施設の入所者、入院患者の避難支援は現実的には計画の立てようがないのが実態で、バスを利用して避難するにしても、バス会社の方では運転手に拒否されたらどうしたらいいのか困っているとの報道や、バスが確保されても道路が少ない湖西地域で大勢の人を輸送できるのか、交通渋滞など疑問が出ているのは当然のことです。

委員会審議では「再稼働は我が国の経済産業に大きな影響があるため、国や立地自治体の判断が尊重されるべきもの」との意見がありましたが、福井地裁の判決からも、経済と、人の命、人が安心して住み続ける権利を秤にかけることなど出来ないことは明白なことではないですか。地

震・火山活動など自然災害が多くあるなかで、若狭湾には14基もの原発があり複数の原発で事故が起こる可能性が考えられます。請願の趣旨にもあるように、市民の生命と安全を守る実効性のある避難計画が策定されないなかで高浜原発の再稼働をしないことを国に求めることは、市民の生命、安全を守る大津市議会の本来の役割からして当然のことであり、多くの国民が再稼働に反対している中で民主主義を尊重する上でも、福井地裁の判決を重んじ立憲主義を守る上でも再稼働は行うべきではありません。

本請願に対する委員長報告に反対し、請願に賛同を呼びかけて反対討論といたします。